

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、意見募集を踏まえ、平成31年3月15日付けで改正されました。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 改正の概要（主なもの）

○LPガス容器の充填期限表示方法の見直し【高圧法基本通達、液石法基本通達】

①概要

現行の規定では、LPガス容器について再検査期限を和暦で表示することとしている。

2019年5月1日に新元号が施行される予定であることも踏まえ、今後は再検査期限を西暦で表示するよう、基本通達の改正を行う。

②具体的な規定の内容

再検査期限を、西暦年4桁で表示することとする。

経過措置として、

- ・基本通達等を一部改正する規程の施行の際現に表示をしている容器
 - ・同規程の施行後、2019年10月31日までの間に表示をする容器
- については、なお従前の例によることのできるものとする。

2. 経産省ホームページ掲載アドレス

○関係法令（経産省ホームページ内）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/3/20190315.html

○意見募集結果（経産省ホームページ内）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595219005&Mode=2>

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当者：飯田・北邨・橋本）